

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成25年6月13日(2013.6.13)

【公表番号】特表2012-525414(P2012-525414A)
 【公表日】平成24年10月22日(2012.10.22)
 【年通号数】公開・登録公報2012-043
 【出願番号】特願2012-508653(P2012-508653)
 【国際特許分類】

A 0 1 N 25/04 (2006.01)
 A 0 1 N 47/02 (2006.01)
 A 0 1 P 7/04 (2006.01)
 A 0 1 M 7/00 (2006.01)

【F I】

A 0 1 N 25/04 1 0 2
 A 0 1 N 47/02
 A 0 1 P 7/04
 A 0 1 M 7/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成25年4月22日(2013.4.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

溶媒、前記溶媒に溶解している殺有害生物剤、前記溶媒に懸濁している粒子状誘引剤、並びに多糖類ゴム、粘土、及びそれらの組み合わせからなる群から選択される増粘剤を含むすぐに使える殺有害生物剤組成物。

【請求項2】

共溶媒を含む、請求項1に記載のすぐに使える殺有害生物剤組成物。

【請求項3】

前記増粘剤が、前記共溶媒中で機能する、請求項2に記載のすぐに使える殺有害生物剤組成物。

【請求項4】

前記増粘剤が、前記溶媒単独中では機能しない、請求項2又は請求項3に記載のすぐに使える殺有害生物剤組成物。

【請求項5】

前記誘引剤が、セルロースを含む、請求項1から4のいずれか一項に記載のすぐに使える殺有害生物剤組成物。

【請求項6】

前記セルロースが、微結晶性セルロース、精製セルロース及びβ-D-セルロースからなる群から選択される、請求項5に記載のすぐに使える殺有害生物剤組成物。

【請求項7】

前記殺有害生物剤が、フィプロニルである、請求項1から6のいずれか一項に記載のすぐに使える殺有害生物剤組成物。

【請求項8】

前記溶媒が、アセトン、アルコール、エステル、エーテル及びこれらの混合物からなる

群から選択される、請求項1から7のいずれか一項に記載のすぐに使える殺有害生物剤組成物。

【請求項 9】

前記共溶媒が、イソパラフィンの混合物である、請求項2から8のいずれか一項に記載のすぐに使える殺有害生物剤組成物。

【請求項 10】

固結防止剤を含む、請求項1から9のいずれか一項に記載のすぐに使える殺有害生物剤組成物。

【請求項 11】

施用後及び乾燥後の殺有害生物剤組成物の約25重量%未満が、施用の約72時間後に垂直表面から除去される、又は施用後及び乾燥後の前記殺有害生物剤組成物の約15重量%未満、約5重量%未満、又は約1重量%未満が、施用の約72時間後に前記垂直表面から除去されるように、前記垂直表面に接着することができる、請求項1から10のいずれか一項に記載のすぐに使える殺有害生物剤組成物。

【請求項 12】

施用後及び乾燥後の殺有害生物剤組成物で施用の約72時間後に垂直表面から除去されるものが実質的にないように、前記垂直表面に接着することができる、請求項1から11のいずれか一項に記載のすぐに使える殺有害生物剤組成物。

【請求項 13】

容器及び請求項1から12のいずれか一項に記載のすぐに使える殺有害生物剤組成物を含む、殺有害生物剤を有害生物に施用するための殺有害生物剤散布機。

【請求項 14】

溶媒、前記溶媒に溶解している殺有害生物剤、前記溶媒に懸濁している粒子状セルロース材料、並びに多糖類ゴム、粘土、及びそれらの組み合わせからなる群から選択される増粘剤を含むすぐに使える殺有害生物剤組成物であって、前記粒子状セルロース材料が、微結晶性セルロース、精製セルロース、β-セルロース及びこれらの混合物からなる群から選択される殺有害生物剤組成物。

【請求項 15】

溶媒、前記溶媒に溶解している殺有害生物剤、前記溶媒に懸濁している粒子状誘引剤、並びに多糖類ゴム、粘土、及びそれらの組み合わせからなる群から選択される増粘剤を含む殺有害生物剤組成物を分配し、前記組成物が分配された後で前記溶媒が蒸発するステップと；

標的の表面、空間、空隙又は間隙を前記殺有害生物剤及び誘引剤と接触させるステップとを含む、有害生物を防除する方法。